

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
翌日
が休日
に当た
るとき
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則（
医務課）

◇告 示 鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則（道路課）
飼料の試験の結果の概要（畜産課）

土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

一般国道の区域の変更（道路課）

県道の区域の変更（二件）（〃）

一般国道の供用の開始（〃）

県道の供用の開始（〃）

土地区画整理組合の設立の認可（都市計画課）

土地区画整理組合の理事の氏名等（〃）

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（〃）

海岸保全区域の指定の一部改正（港湾課）

◇教委告示 技能教育施設の指定の解除（指導課）

◇公 告 平成二年度後期技能検定の合格者（労政訓練課）

◇正 誤 平成三年三月鳥取県告示第二百六十九号中訂正

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

一 県立歯科衛生専門学校の就学の対象者を女子に限らないこととした。

二 県立歯科衛生専門学校の除籍に関する規定について所要の整備を行うこととした。

三 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

◇鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則

一 道路占用に係る許可申請書及び協議書の様式が全国統一されたことに伴う規定の整備を行うこととした。（第二条、第三条 関係）

二 占用の期間が満了した場合における更新の許可申請書等の添付書類について、知事が認めた場合には、その一部を省略することができるとすることとした。（第二条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。

四 この規則は、平成三年四月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県規則第十八号

鳥取県立歯科衛生専門学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生専門学校学則（昭和五十七年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「女子」を「者」に改める。

第十八条中「精神又は身体に障害を生じ」を「身体に障害を生ずる等により」に改める。

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

鳥取県規則第十九号

鳥取県道路占用規則の一部を改正する規則

鳥取県道路占用規則（昭和五十二年六月鳥取県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（占用許可申請書等の添付書類）」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の三第一項の申請書及び協議書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、当該申請書及び協議書が更新又は変更に係るものである場合において知事が認めたときは、その一部を省略することができる。

第二条第一項を削り、同条第二項を同条とする。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第一号及び様式第二号 削除

附 則

この規則は、平成三年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、平成三年二月に収去した飼

神戸市 近畿くみあい飼料株式会社本社工場	鳥取市五反田町3 鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取支所	鳥取市湯所町2-143 倉谷魚粉製造所	②くみあい配合飼料 コープエック ②くみあい配合飼料 モーレット	3.1	17.9	6.5	2.9	11.3	3.41	0.70										
鳥取市 倉谷魚粉製造所	鳥取市秋里403-1 鳥取市秋里403-1	60.0%魚粉	くみあい二種混合飼料 細目	3.1	8.4	3.4	2.0	1.4												
			②くみあい配合飼料 スター17	3.2	63.7	0.9		16.8												
倉敷市 中部飼料株式会社 社岡山工場	鳥取市秋里403-1 株式会社イヅキ	ナル中印肉用牛肥育用配 αビー7後期	ナル中印肉用牛肥育用配 αビー7後期	3.1	12.0	3.5	3.2	5.0	0.78	0.49										
		ナル中印乳肉用牛飼育用配 αバスター	ナル中印乳肉用牛飼育用配 αバスター	3.1	16.3	5.0	12.6	7.9	0.86	0.45										
倉敷市 西日本飼料株式会社	西伯郡名和町名和90-2 島根米穀株式会社 社名和運送倉庫	日清印 子牛用人工乳 ニューカーフスター	日清印 子牛用人工乳 ニューカーフスター	3.1	18.1	3.7	3.3	5.4	0.83	0.65										
		日清印 肉牛用配合飼料 スターバー粗粒後期	日清印 肉牛用配合飼料 スターバー粗粒後期	2.12	12.1	3.8	3.3	5.1	0.97	0.54										
下関市 林業産業株式会社 社飼料事業本部	壇港市竹内団地57 株式会社シソロ 壇港支店	日清印 牛用配合飼料 わか牛	日清印 牛用配合飼料 わか牛	3.1	17.9	3.3	5.7	7.4	1.09	0.79										
		②まるは印配合飼料 大さう	②まるは印配合飼料 大さう	3.1	14.8	3.8	3.8	6.2	1.17	0.62										
壇港市 協同組合壇港ハ イ・ミール	壇港市昭和町12 一協同組合壇 港ハイ・ミール	②まるは印配合飼料 エールラッシュ	②まるは印配合飼料 エールラッシュ	3.1	17.5	4.3	2.9	10.8	3.36	0.50										
		②くみあい配合飼料 スター17	②くみあい配合飼料 スター17	3.2	65.1	7.5		16.2												
壇港市 山陰くみあい飼料株式会社	壇港市外江町37 43-1 山陰くみあい飼料株式会社	②くみあい配合飼料 スター17	②くみあい配合飼料 スター17	3.2	17.5	4.4	3.0	11.3	3.46	0.72										
		くみあい配合飼料 フロントイア18T	くみあい配合飼料 フロントイア18T	3.1	18.1	5.2	2.9	10.8	3.23	0.69										
壇港市 山陰くみあい飼料株式会社	壇港市外江町37 43-1 山陰くみあい飼料株式会社	くみあい配合飼料 和牛繁殖連座1号	くみあい配合飼料 和牛繁殖連座1号	3.2	17.2	2.3	6.0	8.0	1.07	1.00										
		くみあい配合飼料 和牛繁殖連座1号	くみあい配合飼料 和牛繁殖連座1号	3.2	17.2	2.3	6.0	8.0	1.07	1.00										

9.0%
不足

2810

2800

13.6
67.5

	⑧くみあい養豚用配合飼料	3.2	17.0	3.8	3.0	4.2	0.67	0.52			14.0	78.0									
	⑨くみあい標準配合飼料	3.2	14.9	3.4	4.3	5.9	0.94	0.76				12.1	72.2								
	⑩くみあいハイブリッド	3.2	9.2	4.0	2.5	1.7															

注 1. 飼料の名称の欄中「⑧」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
 2. 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第三百九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、大原千町土地改良区の定款の変更を平成三年三月二十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第三百十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十九日

鳥取県告示第三百一十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。
 その関係図面は、平成三年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十九日

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一七九号	倉吉市東蔵城町二二八一―地先 から同市見日町二二八一―地先 まで	一四・二	二四・〇	三五六・〇	三六六・〇
		三五・八	四四・五		

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

路線名	倉吉赤碓 中山線	区 間	倉吉市上福田字下河原一一九〇 地先から同市上福田字測ノ上一 一六九地先まで	変更前 一六・八〇 二一・八〇	変更後 二二・七〇 四七・〇〇	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
変更に 前後別							
変更前							
変更後							

鳥取県告示第三百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成三年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

路線名	上大立大 栄線	区 間	倉吉市上福田字下河原五六四一 一 地先から同市上福田字測ノ上 五九一―一六地先まで	変更前 四・五〇 一四・五〇	変更後 一〇・〇〇 二八・二〇	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)
変更に 前後別							
変更前							
変更後							

鳥取県告示第三百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

路線名	一七九号	区 間	倉吉市東蔵城町一二八一―一 地先から同 市見日町一一八一―一 地先まで	供用開始の年月日	平成三年三月二十九日
-----	------	-----	--	----------	------------

鳥取県告示第三百十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成三年三月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課
において一般の縦覧に供する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

路線名	区 間	供用開始の年月日
倉吉赤碕 中山線	倉吉市上福田字下河原二一九〇地先か ら同市上福田字測ノ上二二六九地先ま で	平成三年三月二十九日
上大立大 栄線	倉吉市上福田字鶴田五二二―三三三 地先から同市上福田字測ノ上五九一―一六 地先まで	

鳥取県告示第三百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十四条第一項の規定に基づき、日吉津村今吉土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

一 組合の名称

日吉津村今吉土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成三年三月二十九日から平成十二年三月三十一日まで

三 施行地区

四 日吉津村大字日吉津の一部及び大字今吉の一部
事務所の所在地

日吉津村大字日吉津八七二番地の一五 日吉津村役場内

五 設立認可の年月日

平成三年三月二十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

事務所及び施行地域内の掲示場に掲示して行う。

鳥取県告示第三百十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定に基づき、日吉津村今吉土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 儔 治

氏 名	住 所
逢坂輝雄	日吉津村大字今吉二五七―一
井筒正美	日吉津村大字日吉津二二〇〇

井藤 諭	日吉津村大字今吉六三一七
岡本 隆	日吉津村大字富吉一〇七一
加藤 肇	日吉津村大字今吉一七四
川原 範恵	日吉津村大字日吉津七一五
大東 斐二	日吉津村大字日吉津六四三
佃 要正	日吉津村大字日吉津一二〇〇
林 順一	日吉津村大字日吉津七二〇
日吉津村	日吉津村大字日吉津八七二一五
福本 勝人	日吉津村大字日吉津六八一
山本 武光	日吉津村大字今吉一七七

鳥取県告示第三百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、郡家町から八頭中央都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

鳥取県告示第三百十八号

昭和五十二年五月鳥取県告示第四百六号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正する。

平成三年三月二十九日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 古 居 備 治

表の区域の欄中「直線」の下に「（鳥取県鳥取沿岸田後港海岸浦富地区海岸の基点十八と基点十九の間にあつては、田後港の港湾区域の境界線）」を加え、同表の鳥取県鳥取沿岸田後港海岸浦富地区海岸の項を次のように改める。

基点一	岩美郡岩美町大字浦富字北屋敷二、五四一番一の標柱から107度55分00秒四八二・六三メートルの点
基点二	基点一から一七八度三〇分〇秒一六・五六メートルの点
基点三	基点二から二六八度四〇分〇秒八二・五一メートルの点
基点四	基点三から二七〇度二四分〇〇秒八八・三一メートルの点
基点五	基点四から二七五度一分〇〇秒九〇・〇二メートルの点
基点六	基点五から二六五度三五分〇〇秒二四・二二メートルの点
基点七	基点六から二八六度四五分〇〇秒六五・〇〇メートル

鳥取県鳥取沿岸
岸田後港海岸
浦富地区海岸

- ルの点
基点八 基点七から二九三度三九分〇〇秒八〇・三〇メートルの点
- 基点九 基点八から二六四度一七分〇〇秒一二・五七メートルの点
- 基点十 基点九から三〇七度四五分〇〇秒五七・八三メートルの点
- 基点十一 基点十から三三九度三八分〇〇秒二〇・二二メートルの点
- 基点十二 基点十一から四〇度四二分〇〇秒一一・二三メートルの点
- 基点十三 基点十二から五七度五〇分〇〇秒三〇・二〇メートルの点
- 基点十四 基点十三から三八度三四分〇〇秒四九・六〇メートルの点
- 基点十五 基点十四から一一〇度一七分〇〇秒一九六・四六メートルの点
- 基点十六 基点十五から九一度〇〇分〇〇秒四八・七三メートルの点
- 基点十七 基点十六から三五八度〇五分〇〇秒三〇七・三二メートルの点
- 基点十八 基点十七から八七度三五分〇〇秒二三〇・〇四メートルの点
- 基点十九 基点十八から港湾区域の境界線に沿って陸側三二・七八メートルの点
- 基点二十 基点一に同く

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第九号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十五条の二の規定による技能教育のための施設として指定した次の施設については、設置者の申出により平成三年三月三十一日付けでその指定を解除したので、技能教育施設の指定等に関する規則（昭和三十七年文部省令第八号）第四条の規定により告示する。

平成三年三月二十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

名 称	所 在 地
雇用促進事業団鳥取技能開発センター	鳥取県鳥取市若葉台南七丁目一―一

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定により実施した平成2年度後期技能検定の合格者は、次のとおりである。

平成3年3月29日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 古 居 備 治

特級技能検定合格者

建設機械整備

中 嶋 国 輝 石 賀 春 陽

紳士服製造

厨 子 博 之

一級技能検定合格者

鍛造

ハンマ型鍛造作業

牧 田 輝 美 津 田 健 一 山 根 温 志

淡 谷 文 幸 上 野 猛 川 根 上 志 功

プレス型鍛造作業

足 羽 正 文 福 井 昌 人 酢 山 克 彦

土 井 孝 行

紳士服製造

紳士既製服型紙制作作業

田 中 賢 治 山 内 健 加 藤 誠

西 垣 和 寿

紳士既製服縫製作業

徳 山 勝 昭 平 木 操 田 中 人 見

建築大工

大工工事作業

吉 田 憲 之 夫 小 山 和 義 山 本 誠
石 井 正 夫 宇 佐 美 廣 寿 渡 辺 伸 一
かわらぶき

かわらぶき作業

坂 本 勲 三 沢 史 郎 藤 森 一 臣
大 森 義 民 裕 佐 藤 信 次 郎 竹 村 一 広 志
原 田 裕 小 椋 良 一

配管

建築配管作業

川 戸 源 吉 河 崎 甲 子 男 岩 見 瑞 雄
清 水 村 治 郎 西 川 村 上 和 英 行 夫 羽 田 山 瑞 剛

坂 根 福 博 利 一 次 朝 倉 本 野 羽 村 椋 博 道 進 実 二 徳 杉 田 岩 足 木 本 羽 島 英 明

下 中 嶋 清 水 倉 一 均 小 足 立

鉄筋施工

鉄筋組立て作業

北 村 隆 信 北 村 登 志 生 青 木 辰 雄

河 田 正 一

さく井

ロータリーさく井工事作業

浪谷和夫 阪口裕幸 鎌田素行

油圧装置調整

倉橋勲夫

和裁

和服製作作業

奥田悦子

下田訓子

機械保全

吉田孝宏

道田中恵介

後藤孝臣

百毛良臣

農業機械整備

田中寿勝

奥田勝裕

柳沢俊裕

松高葉健次

大高原仁司

冷凍空調和機器施工

但馬信雄

浜納泰平

山本通則

山上栄一

型枠施工

型枠工事作業

御船幸弘

ガラス施工

ガラス工事作業

三浦顕

塗装

鋼橋塗装作業

阪本寿博

岩田猪佐夫

二級技能検定合格者

鍛造

ハンマ型鍛造作業

中山晶貴

プレス型鍛造作業

中本満喜雄

青木逸男

機械検査

機械検査作業

小倉栄子

ニット製品製造

丸編みニット・たて編みニット縫製作業

山根茂稔

加賀田弘

田村奉夫

中野達也

瀧本紀晴

藤木哲夫

市村健二

前田正

池本登

石塚正子

山根佳子

中村和子	水口歌子	小林妙子	米原一樹	中村公二	中村健一
浜野つる子	山本正彦	林田内いづみ	小林一人		
野沢京子	三谷咲子	小上閑	鉄筋施工		
紳士服製造			鉄筋組立て作業		
紳士既製服縫製作業			丸山裕志	木田慎介	
伊藤学	谷中朝子	上野ひつ子	さく井		
加治佐正信	徳永せさ子	田野富子	ロータリーさく井工事作業		
河村敏博	伊藤秀志		山根隆義	前田敏澄	森江健三郎
石材施工			半導体製品製造		
石材加工作業			集積回路チップ製造作業		
松村豊由美			片山修治		
建築大工			鉄道車両製造・整備		
大工工事作業			内部装製作業		
森岡正明	小椋敏和	柴田賢治	大塚祥吾	安森正	
かわらぶき			婦人子供服製造		
かわらぶき作業			婦人子供既製服型紙制作業		
藤原憲男	清水宣次		谷東京子	窪静子	
配管			婦人子供既製服縫製作業		
建築配管作業			磯江明美	足羽町子	岩村悠紀子
尾崎浩清	影井公彦	長尾村義則	水谷陽子	先福美雪	本本智子
清山木正利	藤原隆志	西坪尾	福留房幸美	羽瀨田美佐子	山本倉孝
西山和弘	小早川達哉	谷内崎	菊田由美子	宮脇真由美	朝本多喜
景井和弘	谷口融	谷博	船越仁子	野本善成	本志津子
					好江

戸田 智津子 大森 ゆかり 井沢 直子
 吉田 智づる 桂 はな子 大森 千鶴
 松島 洋子 芦谷 和子

和裁

和服制作作業
 中村 律子 寺谷 由美子 森崎 みづえ
 地西 勝子 北村 洋子 岩崎 千寿子
 工場板金

機械板金作業

森本 健一 長谷川 亮一 永井 信雄
 機械保全

機械保全作業

長谷川 和彦 木澤 勝美

プリント配線板製造

プリント配線板設計作業

山下 芳則 藤田 克也

農業機械整備

農業機械整備作業

谷尾 栄 池田 信宏 峯尾 仁司
 岡本 憲昭 西古 充樹 遠藤 藤原 賢治
 花田 武 種久 康文 藤 豊

山根 孝彦

山根 孝彦

山根 孝彦

冷凍空調和機器施工

冷凍空調和機器施工

小林 章太郎 橋本 一信 鈴木 省蔵

山本 盛生 田中 勝

木工機械整備

木工機械調整作業

光波 秀信

コンクリート圧送施工

コンクリート圧送工事作業

中田 美樹 加藤 静夫

ガラス施工

ガラス工事作業

本野 哲也

テクニカルイラストレーション

立体図仕上げ作業

波多野 信夫 川津 照江

塗装

鋼橋塗装作業

水野 吉昭 山脇 勉 潮 守
 近藤 藤均 山田 悦史

単一等級技能検定合格者

電子回路接続

電子回路接続作業

窪田 英雄 市村 優至 田中正明

窪田 英雄 市村 優至 田中正明

窪田 英雄 市村 優至 田中正明

正

誤

平成三年三月鳥取県告示第二百六十九号（鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正について）中次の箇所が誤りがあったので、訂正する。

頁 段 行 誤 正
十 上 後ろから一 第二号 第三号

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成3年度（平成3年4月から平成4年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成3年3月31日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部1か月1,850円。年額22,200円。）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部広報文書課 電話0857-26-7023

鳥 取 県 公 報 購 読 申 込 書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□-□□

住 所

申 込 者 氏 名

④

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	